

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び  
解釈についての一部改正に対する意見募集について（お知らせ）

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（令和3年1月22日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、ファイルの種類が多いため添付しておりませんので、下記URLよりご確認くださいませようをお願いいたします。

#### ○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120178&Mode=0>

#### ○主な改正の概要等

液石法施行規則第29条において規定されている標記解釈の技術的能力の緊急時対応については、現行の制度では、一般消費者等からの連絡を有人が固定電話で受けることとし、無人の固定電話からの携帯電話への自動転送は配置条件を満たさないとしていますが、通信技術の発達等を踏まえ、固定電話等から携帯電話への転送措置が認められるというものです。

また、緊急時対応の配置においても、これまでは夜間のみについて（当該事業所から10分以内に到着できること）が規定されていますが、夜間以外においても同様の配置が認められるようになります。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：高木、瀬谷、橋本